



命

福崎東中学校1年(当時)

桐月美侑

みなさんは、大切な人がいますか。

考えてみると、大切な人はたくさんいると思います。

私にも、いとこ、親せき、お父さん、お母さん、兄弟、おじいちゃん、おばあちゃん、友だちと、ありとあらゆるところに大切な人がいます。そして、その大切な人たちが失いたくありません。みなさんも同じだと思います。

この前、私にとつて失いたくない大切な人の命が、終わりをむかえてしまいました。「ひいおばあちゃん」が亡くなったのです。

私が、その思いもよらない現実を知ったのは、四月二十四日、ひいおばあちゃんが亡くなったその日の、給食を食べ終わった時でした。

「美侑さん。桐月美侑さん。」

教頭先生に、そう呼ばれ、「お母さんから電話がかかっていました。」と言われました。最初は、何だろう、何かあったのかな、と軽い気持ちだったのに、受話器をとって聞こえてきた言葉は、私の軽い気持ちを打ち消し、気持ちを真っ暗にしました。「もしもし…今、お母さん病院にいるんやけど…」

「え？」

と、思いました。

「病院？」頭の中に、「ハテナ」がたくさんうかびました。

「ひいおばあちゃんの心臓がいつ止まるかわからへんのや…」

……五秒間くらい、頭がおかしくなりました。その時は、絶望的な気分でした。「なぜ…あんなに元気だったのに。もっと長生きしてほしいのに…」

涙がこぼれそうになりました。自転車で家に帰って、泣いていました。

その日の夕方、お母さんは、「おばあちゃんは天国にいったよ。」

と言いました。もう、ぼうぜんとするばかりでした。

もつとおばあちゃんに会いに行つていれば良かった…。後悔が残りました。二年ぐらい会っていなかったのです、もつと会いに行つていれば、後悔はなかったのかな…とも思いました。

人は、必ずいつか人生の終わりにたどり着きます。でも、楽



福崎小学校5年(当時) 吉仲深優



田原小学校5年(当時) 高井海海



福崎西中学校3年(当時) 加藤彩夢

しい人生と楽しくない人生とは、大きく変わってくると思います。人生は、一度きりです。死んでしまつたら、すべてがなくなります。「私の人生は楽しくなかったから、もう一度やり直そう」そんなことはできないのです。だからこそ、楽しく、そして充実した生活を送らないといけない、と私は思います。

自分がしてみたいこと、してあげたいことをする。これは、とても大事なことです。友だちに優しくする。これも大事なことです。

今、みなさんは、楽しく充実した生活が送れていますか。楽しく充実した生活とはどういうことだと思いませんか。逆に、楽しくない、充実していない生活とは、どういうことだと思いませんか。

自分は今、できる限りのこと

を精一杯できているだろうか。精一杯するということは、一体どうすればできるのだろうか。家族のために、自分ができていることは何だろうか。

いつか死ぬ時、自分はいい人生だったなあ…と思えるような生き方をしているだろうか。

私は、ひいおばあちゃんの死で命の大切さについて考えさせられました。多分、今、私が問いかけたことの答えは、誰にもすぐには分からないと思います。私も、よく分かりません。でも、自分なりに考え、行動すれば未来を変えることだって、できるかもしれません。

一日一日を大切に生き、生きているうちに自分は何ができるのだろうかと思ひ、自分なりに考え、実行していくことによって、よりよい人生が送れるのではないかと、思っています。

人権標語

笑顔であいさつ
重い力パンが 軽くなる
福崎小学校3年(当時)
泰永楓樹

小さな手 手と手をつないで
大きな輪
八千種小学校4年(当時)
勇内優吏

思いやり 笑顔と共に
増やそうよ
田原小学校6年(当時)
辻村彩華

見てないよ それが一番
弱い人
福崎東中学校1年(当時)
難波優芽

生活科学 センター だより

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



訪問販売での外壁や屋根の塗装工事の契約は慎重に！

〔相談〕

突然事業者から「地域限定、今キャンペーン中なので、外壁塗装の工事を材料費のみで行う。モデル住宅を探しているがどうか」と電話がかかってきた。頼んでいないのに「築何年ですか」と聞かれた。「答えないといけないか」と尋ねると、「いけない」とのこと。不審に思ったので契約はしていないが勧誘が強引だったので情報提供する。
(60歳代女性)

〔処理〕

このような電話勧誘や突然訪問した事業者から「近くで塗装工事をしているがお宅も外壁塗装しないか」と勧誘されることも少なくありません。

「工事代金が通常より高額でないか」、また「完全防水の工事を依頼したがすぐ雨漏りした。信用できる事業者か」などの相談が高齢者やその家族から多数寄せられています。「無料点検」などと言葉巧みに工事をしつつこく勧め、詳しい説明もないまま、工事が完了してから追加料金を請求するなどのトラブル事例を情報提供しました。

〔アドバイス〕

訪問販売での契約は、即答せず、工事を依頼するかどうか、手間と時間をかけて十分に検討することが大切です。事業者の説明を鵜呑みにして契約するのではなく、家族や知人に相談したり、地元の信頼できる事業者からも見積もりを取り比較検討しましょう。その上で本当に必要な工事が、施行技術は確かか、価格は適正か、保証期間はどのくらい

かなど確認しましょう。

また工事を依頼する際は「言った、言わない」にならないためにも、工事内容についての取り決めなどは、業者名や連絡先の入った書面での確認を求めましょう。

訪問販売で契約した場合は、工事が終了してもクーリング・オフ期間内（契約書を受取ってから8日以内）であれば無条件で解除できます。原状回復（消費者が負担することなく、元の状態に戻すこと）を求めることができます。

塗装工事の代金は決して安くありません。契約は慎重にしましょう。困ったときはなるべく早く消費生活センターに相談してください。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時～16時

神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。
(月曜日は休館日)

全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間

「いじめ」、体罰、児童虐待など、子どもをめぐる様々な人権問題について、電話相談を受け付けています。秘密は厳守します。

日時 6月27日(月)～7月1日(金)

午前8時30分～午後7時

7月2日(土)～7月3日(日)

午前10時～午後5時

電話 0120-007-110 (全国共通・無料)

担当者 人権擁護委員、法務局職員

内容 学校での「いじめ」、体罰、児童虐待など子どもをめぐる様々な人権問題

問い合わせ先 神戸地方法務局人権擁護課

☎078-392-1821 (内線346)

自然災害から「住まい」「家財」を守る

兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

区分	年額負担金	被害認定	最高給付金
住宅再建共済 (1)	5,000円	半壊以上	600万円
一部損壊特約 (H26年8月開始)	500円	一部損壊 (損害割合10%以上)	25万円
家財再建共済 (2)	1,500円	半壊以上 又は床上浸水	50万円

小さな負担で
大きな安心



フェニックス
はばた

(1) 分譲マンションにお住まいの方も加入できます。

(2) 借家にお住まいの方も加入できます。

住宅と家財の同時加入や複数年一括払いによる割引制度があります。

【お問合わせ先】 兵庫県中播磨県民センター

☎(079)-281-9062

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

☎(078)-362-9400 (平日9:00～17:00)

フェニックス共済

検索

国民健康保険税改正のお知らせ

国民健康保険制度の健全な運営のため、平成28年度の国民健康保険税の税率等を改正します。



改正のポイント

医療保険分、後期高齢者支援金分の課税限度額を引き上げます。
低所得者の負担軽減を図るため、2割軽減、5割軽減の対象世帯を拡大します。

【平成28年度国民健康保険税の税率等】

	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(1)
A 所得割額	課税所得金額 × 税率	5.53%	2.40%	2.60%
B 資産割額	固定資産税額 × 税率	10.00%	5.70%	8.60%
C 均等割額	被保険者 1 人につき	18,600円	8,600円	9,400円
D 平等割額	1 世帯につき	13,100円	6,400円	4,700円
年間保険税	A + B + C + D ただし、賦課限度額まで	賦課限度額 540,000円 (520,000円) 2	賦課限度額 190,000円 (170,000円)	賦課限度額 160,000円 (160,000円)

1 介護保険分は40歳以上65歳未満（介護2号被保険者）の方のみに上乗せされます。

2 下段の()内は昨年度の賦課限度額

下段の()内は昨年度の所得基準

保険税の軽減制度

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。軽減を受けるための申請は不要ですが、未申告世帯は軽減の対象にはなりません。

	所得基準(世帯主と国民健康保険加入者の27年中の所得金額の合計)
A 7割軽減	33万円以下
B 5割軽減	33万円 + 26.5万円 × 世帯主を含む加入者数以下 (33万円 + 26万円 × 世帯主を除く加入者数以下)
C 2割軽減	33万円 + 48万円 × 世帯主を含む加入者数以下 (33万円 + 47万円 × 世帯主を含む加入者数以下)

非自発的失業者の方に対する軽減制度

倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどにより離職された65歳未満の方の保険税は、前年給与所得を30/100とみなして計算します。

対象となるのは、ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証により、上の理由で離職されたことを確認できる方です。軽減を受けるためには申請が必要です。

町税の納付には、便利で確実な口座振替制度をご利用ください！

口座振替とは、税金を指定の口座から自動的に引き落とし、払い込みをするものです。

口座振替を希望される方は、納税通知書または納付書・通帳・届出印を持って福崎町指定金融機関で手続きをしてください。なお、手続きをされてから口座振替開始まで約2か月かかります。

また、現在、口座振替を利用されている方で、振替口座や引落とし方法（一括・月ごと）を変更される方も、金融機関への届け出が必要です。

お早めに手続きを！

「県民緑税」の実施期間延長

兵庫県では、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組むため、平成18年から導入している「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）の実施期間を平成32年度まで5年間延長します。

税率(年額) 個人：800円 法人：2千円～8万円
活用事業 災害に強い森づくり

県民まちなみ緑化事業

福崎町では、小学校の運動場芝生化や工業団地の桜植樹などに活用しています。

問い合わせ先 兵庫県税務課 (☎078-362-3086)

新しい福祉医療費受給者証を
送付します

現在お持ちの福祉医療費受給者証（黄色）の有効期限は6月30日です。平成28年度の所得判定後、該当になる方には、7月から有効の福祉医療費受給者証（うぐいす色）を6月下旬に郵送します。

ただし、母子家庭等の方、平成27年度に福祉医療費受給者証が交付されていない方で7月から新たに該当になる方には申請書類を送付します。役場健康福祉課で手続きしてください。

旧福祉医療費受給者証は有効期限終了後、健康福祉課へ返却してください。返信用封筒を同封していますのでご利用ください。

問い合わせ先

健康福祉課 国保医療係
(内線355・356)

加入保険や住所を変更された場合は、手続きが必要です。

平成28年度 福祉医療制度所得制限等一覧表

所得確認対象者	所得制限の内容
本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の所得割税額の合計額が 23万5千円未満

対象	区分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度額
老人医療	昭和24年6月30日以前に生まれた方 (経過措置により変更ありません)	低所得者	世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の所得が0円の方 (年金収入が80万円以下で他に所得がないこと)	外来 8,000円 入院等 15,000円
		低所得者	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入を加えた前年の所得が80万円以下の方	外来 8,000円 入院等 24,600円
	昭和24年7月1日以降に生まれた方	低所得者	世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の所得が0円の方 (年金収入が80万円以下で他に所得がないこと)	外来 8,000円 入院等 15,000円
		低所得者	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入を加えた前年の所得が80万円以下の方	外来 12,000円 入院等 35,400円

母子家庭の母等（扶養義務者）					
扶養親族等の人数	0	1	2	3	4
所得限度額	192万円	230万円	268万円	306万円	344万円



お知らせ

子育て世帯の医療費支援拡充をはかるため、平成28年7月から、「乳幼児等・こども医療費助成制度」の所得制限を撤廃します。（ただし、これまで同様、保護者等が平成28年1月1日に福崎町内に住民登録のない場合は、所得・課税証明書が必要です。）

第66回

「社会を明るくする運動」
神崎郡住民大会 開催

日時 7月7日(木) 午後1時30分～
場所 市川町文化センター ひまわりホール
内容 講演会

社会を明るくする運動とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。7月が強化月間です。

問い合わせ先 健康福祉課 高年福祉係（内線364）

平成28年度介護保険料

65歳の誕生日の前日の属する月から、各市町で決められた基準額をもとに所得段階別に保険料を決定し、6月中旬に「平成28年度介護保険料額決定通知書」を送付します。

基準額は平成27年度から平成29年度は62,800円(月額5,240円)で、介護サービスにかかる費用などに応じて3年ごとに見直されます。

介護保険料を年金から納めていただいている方へ

4・6・8月分は、原則前年度の2月分と同額の保険料を納めていただきます(仮徴収)。前年の所得に応じ年間の保険料が決定すると、仮徴収で納めていただいた額を差し引いた残りの額を10・12・2月分で納めていただきます(本徴収)。

問い合わせ先 税務課 介護保険料担当(内線342)

【平成27年度介護保険料】

所得段階	対象者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の方	基準額×0.45	28,200
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.65	40,800
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入額が120万円を超える方	基準額×0.75	47,100
第4段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がある)で、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の方	基準額×0.83	52,100
第5段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がある)で、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超える方	基準額×1.00	62,800
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	75,400
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	78,600
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.45	91,100
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額×1.50	94,300
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.70	106,800

公的年金等収入額とは、老齢・退職年金などの課税対象となる収入をいい、障害・遺族年金などの非課税となる収入は含まれません。

介護保険施設の居住費、食費の軽減制度があります

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイの各サービスを利用する方のうち、次の方については、居住費、食費について、負担の上限額(負担限度額)が設けられ、負担が軽減されます。

介護保険制度の改正により対象者が、8月1日から右記のように変更になります。

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度があります

介護保険サービスを利用すると、かかった費用の1割が利用者負担となりますが、社会福祉法人等が行う介護サービスを利用した場合、所得により利用者負担が軽減される制度があります。

軽減を受けるにはどうすればいいの？

居住費、食費の負担限度額の適用や利用者負担額の軽減を受けるには、事前に申請をし、認定を受ける必要があります。サービスを利用する前に、健康福祉課で申請手続きをしてください。認定された方には、後日、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付しますので、施設、事業所へ提示してからサービスを利用するようお願いします。

1日あたりの負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額(日額)	
		部屋代	食費
第1段階	・世帯の全員が住民税非課税の方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	多床室	0円
		従来型個室	320円
		特養等 老健・療養等	490円
		ユニット型準個室	490円
第2段階	平成28年7月まで ・世帯の全員が住民税非課税の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室	370円
		従来型個室	420円
	平成28年8月以降 ・世帯の全員が住民税非課税の方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	特養等 老健・療養等	490円
		ユニット型準個室	490円
		ユニット型個室	820円
		多床室	370円
第3段階	・世帯の全員が住民税非課税の方で上記第2段階以外の方	従来型個室	820円
		特養等 老健・療養等	1,310円
		ユニット型準個室	1,310円
		ユニット型個室	1,310円
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし	

世帯を分離している配偶者も世帯員とみなして判定します。非課税年金収入額とは：遺族年金と障害年金をいいます。

(必要な提出書類等) 本人及び配偶者の預貯金・有価証券・借用証書などの写し
有価証券：株式・国債・地方債・社債・投資信託など
通帳の場合、口座番号のページと、2か月以内に記帳した残高の分かるページの写し

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係(内線354・364)